

この制度は、

防災コミュニティ道路沿道

でご利用いただけます。

■どれくらい補助金がもらえるの？

補助対象

解体費用、設計費用・建設費用、道路舗装費用

補助上限額

敷地の規模や現況道路の幅員、間口の長さに応じて異なります。
【例】現況道路幅員5m未満・敷地間口10m未満の場合 150万円

■どうやって申請するの？

事前相談

手続きには時間がかかりますので、補助対象項目に係る契約の2～3ヶ月前を目安に、下記窓口までご相談下さい。

申請方法

必要書類を下記窓口までご持参下さい。

必要書類

申請書は、大阪市都市整備局ホームページよりダウンロードできます。
<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000062769.html>
(その他、印鑑登録証明書、納税証明書※、公函等の書類が必要になります。)

※大阪市における市民税、固定資産税及び都市計画税

Q & A

Q. 後退した部分の土地はどうなるの？

A. 原則、所有権の移転はありません。(整備後も土地所有者等の方に維持管理していただきます。)

Q. 補助金はいつもらえるの？

A. 工事が完了し、工事代金の支払い後となります。

Q. 建替えをしなくても補助金はもらえるの？

A. 条件により既存建物の解体のみでも可能です。まずはお問い合わせください。

注 意 事 項

※補助金の交付決定の前に補助対象項目に係る契約をすると補助対象となりません。

※この補助事業は年度毎の事業であり、補助金額については予算の範囲内の額となります。

※この補助金は、所得税法上、確定申告により総収入金額に算入しなくてもよい場合があります。

詳しくは税務署へお問い合わせください。

ご相談・お問い合わせ・申請窓口

大阪市都市整備局 市街地整備部 住環境整備課 密集市街地整備グループ

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所7階

TEL:06(6208)9235

FAX:06(6202)7025

主要生活道路不燃化促進整備事業（防災コミュニティ道路の整備）のホームページ
<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000062769.html> をご覧ください。